

「Japan Innovation Campus」 コワーキングメンバー募集要項

令和 8 年 9 月 24 日
経済産業省イノベーション・環境局
イノベーション創出新事業推進課

(1) 「Japan Innovation Campus」について

スタートアップは、イノベーションの担い手として、社会課題解決と経済発展を両立しうる重要な存在であることから、政府は、2022 年に策定した「スタートアップ育成 5 か年計画」に基づき、スタートアップへの支援に取り組んでいます。

スタートアップの成長に不可欠な最初から海外を見据えた起業や海外展開のためには、海外の投資家や起業家などとのネットワークが必要であることから、経済産業省は、2023 年 11 月、米国・シリコンバレーの中心部に、スタートアップ支援拠点「Japan Innovation Campus」を設立しました。

本施設では、2026 年 9 月現在、約 150 社のスタートアップ等にワーキングスペースを提供しているほか、現地のアクセラレーターと連携したメンタリングやマッチングなどの重点支援を行っています。また、スタンフォード大学や数々の VC が所在するシリコンバレーの中心部に位置していることから、現地の VC などを招待したピッチやネットワーキングイベントなどを定期的に行っています。

(2) 募集概要

本日より、本施設のワーキングスペースを利用するスタートアップの募集を行います。詳細は以下を御確認ください。

- 利用可能期間： 令和 9 年 1 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（米国太平洋時間）
※ただし、選定後に募集条件を満たさなくなったときは、利用資格を取り消す場合があります。
- 利用可能時間帯： 土日祝日及び年末年始を除く平日 9 時から 18 時まで
※上記以外の利用希望日時については応相談。
※利用可能日時は変更される場合があります。
- 利用可能スペース： 施設内のワーキングスペース及びオープンスペース
- 費用負担： 水光熱料及びインターネット利用料を含むワーキングスペースの利用料は無料
※現地滞在費や渡航費、オフィス移転費、駐車料等が補助されるものではありません。
- 募集締め切り： 令和 8 年 10 月 30 日(金)17 時 00 分（日本時間）
- 選定結果公表： 令和 8 年 12 月以降

(3) 募集対象

グローバルでの事業展開・革新的な技術やビジネスモデルを基盤とし、短期間での急成長を目指し、本施設を定期的に利用されるスタートアップを対象とします。例えば、週 1～2 回の御利用や、月に 1 回程度シリコンバレー周辺に訪れる方など、ワークスタイルに合わせて御利用いただくことが可能です。ただし、以下の全ての条件を満たすことが必要です。

【条件】

1. 原則として日本国及びアメリカ合衆国のいずれにおいても未上場であること。
2. 代表者若しくは創業者・共同創業者が日本国籍を有すること、又は日本国内に本店登記を行っていること。
3. 米国に進出済み又は進出を計画中のいずれかの状態であること。
4. 本施設を利用する役職員等が、米国内で就労可能なビザ、永住・条件付永住者カード（グリーンカード）、米国籍のいずれかを有すること、又は ESTA による電子渡航認証を取得済みであること。
5. 本施設を利用する役職員等が、原則として英語で開催されるピッチイベントやネットワーキングイベントなどへの参加に支障がない程度の英語力を有すること。
6. 上述のイベントの企画や参加などを通じて、本拠点を中心とするコミュニティの活性化に協力する意欲があること。
7. 本施設を利用する役職員のいずれかが、原則として月に 1 回以上、または利用可能期間中に 10 日程度、本施設を利用する予定があること。

(4) 御提出いただく資料など

以下のリンク先より、必須事項を御入力いただくとともに、1～4 を御提出ください。

なお、現在メンバー企業である場合には、別途ご案内を差し上げるリエントリーフォームより御提出ください。

（「Japan Innovation Campus」[コワーキングメンバーエントリーフォーム](#)）

1. 以下の項目を含む企業概要資料

（PowerPoint 形式 10 ページ程度又は Word 形式 5 ページ程度。日本語）

- 創業者の想い、ビジョン、解決を目指す社会課題
- 創業者及び役員の名前、役職、略歴
- 体制・人員計画（人数、メンバー構成、主な従業員の名前・略歴、雇用計画など）
- 事業内容、商品説明・特徴
- 市場での優位性、市場規模、競合相手、受賞歴、特許取得状況
- 連携している企業・研究機関等のネットワーク、取引先（日本国内外）
- 販売・マーケティング戦略、事業拡大戦略
- 売上・利益（金額、取引先、日米の割合）
- 資金（資金計画、調達額、主な投資家）
- 事業を実現させるための計画（現在の課題とその解決策に向けた取組み、事業スケジュール、アクションプラン等） 等

2. 御応募いただいた理由やグローバルでの事業の展望などが分かるピッチ資料（日本語及び英語）

3. 御応募いただいた理由やグローバルでの事業の展望などが分かるピッチ動画（英語・5 分程度）

4. ベンチャーキャピタル・連携企業・アワード受賞元、アカデミア関係者などからの推薦状やアクセラレーター卒業証明書（最低 1 通が必要。最大 3 通まで提出可能）

※審査に当たっては、審査に必要な限度で、また秘密保持を確保した上で、御提出いただいた資料を外部有識者に共有する場合があります。

(5) 審査の観点

御提出いただいた資料・動画などをもとに、以下の3つの観点を中心に総合的に審査するとともに、専門性等を加味した加點評価をさせていただきます。※審査の詳細は開示しません。

1. 成長性（米国市場におけるビジネスの成長）
 - ・ 米国において十分な成長が見込める事業性があるか
 - ・ 提供するソリューションに先進性があるか
2. 実現性（描いたプランの実現可能性）
 - ・ 持続可能な資金調達状況・計画があるか
 - ・ 実現を支える人材が確保できているか
 - ・ 米国での長期的な活動の見込みがあるか
3. 貢献性（コミュニティに対しての貢献）
 - ・ コミュニティ・日本のスタートアップ・エコシステムへの貢献に対する積極性や意思があるか

また、以下に該当する企業は、加點対象とします。

4. 専門性・競争優位性
 - ・ 技術の専門性、ビジネスモデルの優位性
5. 下記事業への採択実績

ただし、各事業で採択されたことを証明する文書（採択決定の通知書など）を御提出ください。

- ・ 「J-Startup」地域版選定企業
- ・ 起業家海外派遣プログラム「始動 Next Innovator」において、海外に派遣された企業及び起業家
- ・ 起業家海外派遣プログラム「J-StarX」に採択され、海外に派遣された企業及び起業家
- ・ グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金に採択された企業
- ・ 日本のスタートアップによるASEAN企業との協業を通じた海外展開促進事業（専門家伴走支援事業）に採択された企業
- ・ Techstars JETRO グローバルアクセラレーションプログラムに採択された企業
- ・ Global Startup Acceleration Program (GSAP) に採択された企業

- なお、以下の事業・プログラム選定企業は、各事務局等からのご案内をご確認ください。

2026年8月末時点における対象選定・採択企業：

- ・ J-Startup
- ・ J-Startup Impact
- ・ ディープテック・スタートアップ支援基金／ディープテック・スタートアップ支援事業（DTSU）
- ・ GX分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業（GX）
- ・ Generative AI Accelerator Challenge (GENIAC)

(6) 留意事項

- ・選定後、1社で同時かつ大人数で使用される際には、可能な限り事前に御連絡ください。
- ・本施設の所在地を用いての登記が可能です。別途、届出が必要です。
- ・選定された企業には、選定結果通知後、申込書類などを御提出いただきます。その際、次の各号のいずれにも該当することを確認する誓約書も御提出いただきますので、予め御了承ください。
 - 1 日本国において、会社更生法に基づく会社更生手続、民事再生法に基づく民事再生手続、又は破産法に基づく破産手続を開始していないこと。また、米国においても左記に準ずるような手続を開始していないこと。
 - 2 事業その他活動に関して、日本国及び米国の法令に照らして、法令違反がないこと。
 - 3 役員、従業員その他当社関係者を含む全従業員が、暴力団又は暴力団員等の社会的に非難されるべき団体及び個人と関係を有していないこと。
 - 4 前各号の他、当社が公序良俗に反する行為その他社会的に非難されるべき行為を行っていないこと。

本施設の利用開始後、上記 1～4 に記載事項のいずれかに該当しなくなった場合又は該当しなくなる可能性が生じた場合には、速やかに経済産業省に御報告いただくほか、記載事項への違反又は虚偽の申告が判明した場合には、経済産業省の判断により本施設の利用資格を取り消す場合があります。本施設の利用の取消しに伴う損害について、経済産業省及び本施設の運営者は一切の責任を負いません。

(以上)